



Title	銀行業の租税負担漸減に関するパネルデータ分析
Author(s)	櫻田, 謙; 三角, 創大; 柳田, 具孝
Citation	Discussion Paper, Series B, 168, 1-19
Issue Date	2019-01
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/72364
Type	bulletin (article)
File Information	DPB168-1.pdf



[Instructions for use](#)

Discussion Paper, Series B, No.2019-B-168

銀行業の租税負担漸減に関するパネルデータ分析

北海道大学大学院経済学研究院 櫻田 譲
北海道大学大学院会計専門職修士課程 三角創大
北海道大学大学院経済学研究院博士課程 柳田具孝

2019年01月

北海道大学大学院経済学研究院

060-0809 札幌市北区北9条西7丁目

銀行業の租税負担漸減に関するパネルデータ分析

北海道大学大学院経済学研究院 櫻田 譲

北海道大学大学院会計専門職修士課程 三角創大

北海道大学大学院経済学研究院博士課程 柳田具孝

1. はじめに

かねてより税率の高い国や地域に拠点を設け、租税回避の目的で保有資産をタックスヘイブンに移す法人や資産家の存在が先進国等において問題となっており、租税回避を通じた法人税を最小化するための経営行動は近年増加している (Lanis and Richardson[2012, p. 87])。タックスヘイブンを利用した悪質な課税逃れに関しては国際的な対策が必要とされる中、租税回避行為に関する機密文書 (パナマ文書) が流出し、平成28年に公開された¹。この様にパナマ文書の流出により世界中の租税回避に対する関心は高まるが、わが国においても租税回避行為に関する裁判の事例として「旺文社 (以下「0社」とする) 事件²」が残した含意を踏まえ、本研究では有価証券保有によって生じる税効果に注目し、租税負担削減の実態を検証した。

0社事件で原告は有価証券の評価替えによって租税回避を企図したが、これに対して有価証券の保有が多い企業ではその評価損計上による租税負担軽減が、いかなる程度観察されるのか、税効果を考慮した上で見ていく。そして本研究における分析前の予備的考察として0社事件の争点にも注目し、法人税法 (以下「法」と略称) 規定 (主に法22② (益金の額) や法132等 (同族会社等の行為又は計算の否認)) の適用如何についても言及する。

さて、例えば大沼 [2015] などの先行研究においては租税負担割合を捕捉するにあたり ETR と $CurrentETR$ ³ (以下「 $CETR$ 」と略称) を用いており、とりわけ ETR は経営者の裁量が反映されやすいと解されている。そこで本研究ではこれら 2 指標を被説明変数とし、まず 1 つ目に租税負担削減行動と有価証券保有額の多寡との関係を明らかにする。またこの様な問題意識から分析対象は有価証券保有割合が高いと考えられる銀行業に注目するが、それ以外にも銀行業に注目すべき積極的な理由が存在する。

平成 23 年度法人税法改正によって銀行業などの一部の業種や中小法人に限って貸倒引当金の損金算入を認めるのみとなり、課税上、引当金制度が縮減さ

れた。つまり銀行業では貸倒引当金の計上が租税負担を削減させるツールとして他業種に比し例外的に認められている。そこでリーマン・ショックや東日本大震災などの経済不況期からアベノミクスまでの回復期において貸倒引当金の計上実態を横断的に観察し、租税負担の削減動向を実証水準で明らかにする。従って銀行業における貸倒引当金の計上額と租税負担の関係の解明が、本研究におけるいま1つ目の検証項目である。なお後述するが、当該分析対象期間は平成24年度時点において30%であった法人税率が同28年度には23.4%へと漸減してゆく過程にあり、この様な税率変更も租税負担のあり方に影響を及ぼすと考えている。

本研究では銀行業における租税負担の動向についてパネルデータ分析を試みるが、検証期間は上記景気低迷期から回復期、そして法人税法改正による税率の低下が進展してゆく時期を網羅する。このため固定因子の水準をデータの集計年度に設定している。分析結果についてその概要を述べると以下の通りとなる。租税負担割合を示す2つの指標（*ETR*と*CETR*）を被説明変数にした検証の結果、4つの注目すべき結果が導出されている。

まず最初に有価証券の保有割合が高いことから評価損の計上も高いと推察されるため、その評価損の計上額の多くが損金不算入であるのか注目されるが、有価証券保有額の多寡が租税負担の多寡に影響を及ぼす実態は認められなかった。つまり0社事件の様に有価証券保有による評価損計上が銀行業に租税負担削減をもたらすとの仮説は一般的ではなく、このため0社事件は特異な事例であったと言えよう。

次に貸倒引当金計上額と*ETR*の間に負の関係性が認められた。このことから貸倒引当金が損金算入限度額一杯まで計上され、租税負担割合を下げたと推察される。3つ目に預金額と租税負担割合の間に正の関係性を認めており、このことから銀行にとって潤沢な投資資金の確保によって業績向上という成果をもたらし、法人税額を上昇させると考えた。そして4つ目に地方銀行は都市銀行に比し、租税負担が大きいことが明らかとなった。そして最後に平成28年を基準とすると、それ以前は租税負担が大きいと言え、平成23年度以降*ETR*が漸減するとの結果が導出された。

本論文の構成は以下の通りである。第2章で係争事例として0社事件の概要に触れ、第3章では銀行業についてパネルデータ分析を行い、分析の結果及び解釈

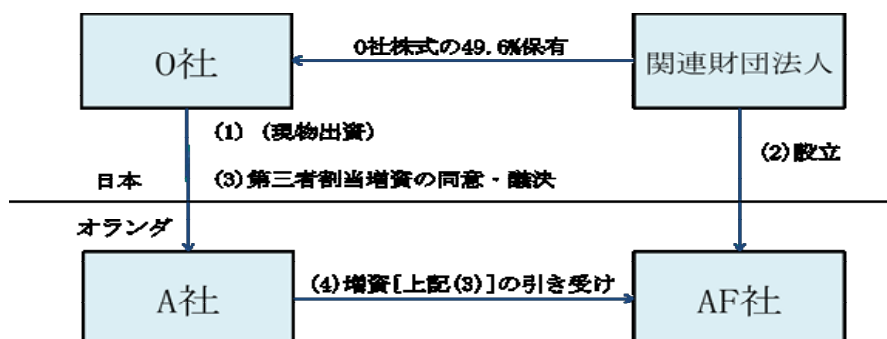
を示した。第4章で本論文の総括を行うとともに残された課題を述べる。

2. 旺文社事件の含意

2-1. 旺文社事件の概要

0社事件の概要及び一連の取引については（図表1）の通りである。（1）平成3年に0社はオランダに100%子会社であるアトランティック社（以下「A社」と略称）を0社が所有しているテレビ朝日株式等の現物出資や金銭出資により設立し、同社の株式200株を0社が取得した。（2）平成7年に0社株式の約半分を保有するセンチュリー文化財団はオランダに100%子会社であるアスカファンド社（以下「AF社」と略称）を設立した。この財団法人は昭和54年に0社の創業者が自身で保有している美術コレクションや資産を保存するために設立し、一見、営利性が認められない。（3）AF社設立当日にA社の親会社である0社が株主総会において特別決議⁴を行い、A社において著しく低額で大量の第三者割当増資を行うことを決定した。（4）後日、AF社がA社の増資を引き受け、払い込みを行い、A社株式3,000株を取得した。この結果、A社に対する持株割合は0社が100%から6.25%に急落し、AF社が0%から93.75%に急上昇した。この持株割合の変動により0社が保有していたA社株式の資産価値は272億円から17億円になり、255億円相当額が減額した。この株式の減額分を0社は投資有価証券評価損とした⁵のは、法61③（有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入）を根拠としたためである。0社は評価差額を全額損金とし、当初の申告課税所得金額は0円になったと主張した。

（図表1）0社事件の概念図



しかし課税庁は0社が有するA社株式の価値255億円相当額を何らの対価も得ず

にAF社に移転させたとし、このような行為は営利目的の法人の行為としては不合理であり、法人税の負担を不当に減少させるとして、投資有価証券評価損を寄付金⁶とした。前述のとおり投資有価証券評価損は損金だが、寄付金は損金算入限度額が定められており、限度額を超えた金額分が法人所得の増加をもたらす。そのため課税庁は0社に対して平成10年12月に課税所得金額を249億5,320万4,351円、納付すべき税額を96億2,239万3,800円とする更正処分及び13億8,863万2,500円の過少申告加算税を賦課する賦課決定処分を行った。0社はこの処分を不服として国税不服審判所に審査請求を行ったが、3か月経過後も裁決が行われなかったため訴訟を提起した。

この0社事件の第一審判決は原告側（0社）の勝訴となり、事業年度の法人税の更正処分のうち納付すべき税額2億6,494万2,300円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定を取り消した。この判決を不服とした課税庁側は控訴を申し立てた。控訴審では一転して第一審の判決を取り消し、被控訴人（0社）の請求を棄却した。この判決を不服とした0社は上告したが、最高裁では控訴審判決を破棄し本件を東京高等裁判所に差し戻している。差戻後控訴審では原判決を変更し、平成6年10月1日から平成7年9月30日までの事業年度にかかる法人税の更正処分のうち、納付すべき税額83億7,035万5,400円を超える部分及び過少申告加算税の賦課処分のうち12億82万6,500円を超える部分を取り消すとした。裁判の争点や経緯は次節以降で詳述する。

2-2. 旺文社事件の第一審判決

0社事件では第三者割当増資によって、A社の筆頭株主であった0社から新株主のAF社への資産価値の移転が法22②⁷と法132の適用を受けるかが争点となっている。第一審判決では課税庁側はA社の増資実行により、0社の保有するA社株式の資産価値がAF社に移転したことを前提とし、主位的に法22②の適用を、予備的に法132の適用を主張した。

しかし東京地裁は「本件増資は、アトランティック社自体による本件増資の実行という行為とそれに応じてアスカファンド社がアトランティック社に対して新株の払込をするという行為により構成されており、本件増資の結果、アスカファンド社の払込金額と本件増資により発行される株式の時価との差額がアスカファンド社に帰属することとなったことを取引的行為としてとらえるとすれ

ば、本件増資をして新株の払込を受けたアトランティック社と有利な条件でアトランティック社から新株の発行を受けたアスカファンド社の間の行為にほかならず、原告（0社－引用者注）はアスカファンド社に対して何らの行為もしていない」として、法22②が規定する無償による資産の譲渡を適用すべきとの課税庁の主位的主張を退けた。

課税庁は「無償で自己の資産の減少となる本件決議を行い、対価を受領等しなかった原告の行為が不自然、不合理な行為形態である」と主張し、法人税の課税を行っている。しかし当該処分に対し裁判所は、0社の保有している資産には形式及び実質の両面において資産の増減が無いと判断し、もともと0社に法人税は課されないの、法人税の負担を不当に減少させる余地は無いとして、予備的主張である法132も認められないとした。

2-3. 旺文社事件の控訴審判決

判決が一転した控訴審では、「A社の持株割合の変化（第三者割当増資による有利発行－引用者注）は0社を筆頭とした各法人とその役員が互いの意思を相通じた結果であり、0社はAF社との合意に基づきAF社から何らの対価を得ることもなくA社の資産につき、株主として保有する持分15/16及び株主としての支配権を失い、AF社がこれらの持分を取得し、A社の支配権を得たと認定評価することができる」とし、「0社が上記資産に係る株主として有する持分をAF社からなんらの対価を得ることもなく喪失し、AF社がこれを取得した事実は、それが両社（0社とAF社）の合意に基づくと認められる以上、両社間において無償による上記持分の譲渡がされたとみなす」とした。つまり上記論点について法22②を適用している。

東京高裁は第一審の判決結果に対し、「原審は、関係当事者の意思及びその結果生じた事実を全体として見ず、一部を恣意的に切り取って結論を導いた誹りを免れず、争点について判断し、紛争を解決に導くべき裁判所の責任を疎かにするものと評せざるを得ない」と非難した。しかしこの裁判所の判決に対して山本[2004, p. 40]は「私法上の行為をまったく無視した取引を創出したことは本規定（法22②－引用者注）の著しい拡大解釈を招くもので到底認めがたいものであるのみならず、本規定の法解釈の基本を踏み外したものと言わざるを得ない」と控訴審判決を非難し、一審判決を支持する立場をとっている。この判決

を受け、0社は上記の取引の判断に法22②の解釈適用に誤りがあるとし、上告に至った。

2-4. 最高裁判決及び最終判決と本研究への示唆

最高裁の判決は控訴審と同様にこれらの取引について、A社株式の価値の移転は、0社の支配の及ばない外的要因によって生じたのではなく0社が意図し、かつAF社が決定を下したと認められるため、法22②に規定する取引に当たると判断した。しかしA社が所有しているテレビ朝日等の株式（非上場株式）の事実認定に一連の疑義が生じるため、もう一度評価方法を審理し直し、納付すべき税額を算定するために原審（控訴審）に差し戻した。

最高裁でこの取引は法22②にあたるとされ、差戻後控訴審では0社事件に対する法22②適用の可否には審議の余地が残されていない。したがって差戻後控訴審ではA社の所有株式の評価方法について審議された。A社の所有株式は配当還元方式で評価すると不合理な結果が生じるので、時価純資産価額方式による評価が相当として納付すべき税額を計算しなおしている。

以上の通り0社事件を概観したが、同事件では有価証券の保有と評価損計上が争点となり、係争当事者における有価証券評価の解釈に乖離が認められる。当該事件に関して法的な視点からの租税負担削減行動の認定は非常に困難を極めると言える（大沼[2015, p. 39]）。そこで本研究では以下で有価証券保有が広く一般的に租税負担削減のツールとして活用されているのか、またいかなる程度の租税負担削減の見込みがあるのか検討してみることにしよう。

3. 予備的考察と分析

3-1. 先行研究

Lanis and Richrdson[2012,p.105]はオーストラリア企業 408社を対象としてCSR（企業の社会的責任）の開示行動と租税回避行動との関係を分析している。結果としてCSRの開示水準が高ければ租税回避行動の水準が低くなることが明らかになった。税金の支払いは狭義では企業のビジネスコストの一部に過ぎないものの、広義では国家活動への資金提供であり、ひいては社会的資本への供給と考えられる。そのためCSRに積極的な企業が租税回避行動の水

準が低いことも納得できる。Hoi et al.[2013,p.2033]も米国企業 2,620 社を対象として CSR と租税回避行動について分析している。結果としてコーポレートガバナンス、雇用関係、地域社会、環境等を損なう無責任な CSR 活動を行う企業が租税回避行動に携わる可能性が高いことを示した。銀行業は円滑な企業金融の担い手として監督官庁から多くの規制を受け、高い社会性を求められると考えられ、Chen[2010,p.13]が指摘するような攻撃的な租税回避行動は見られないかもしれない。

本研究ではわが国銀行業における租税負担削減行動の実態を捕捉するために実証的な分析を試みる。ETRとCETRの相違点は法人税等調整額を法人税・住民税・事業税に加算するか否かである。大沼[2015, p. 58]によると法人税等調整額の計上は経営者の見積もりや予測等さまざまな要素が関係しているため、経営者の裁量を含む裁量的会計発生高の1つとみなしている⁸。つまり租税負担削減行動に関し、ETRはCETRに比し経営者の意図をより反映すると解されている。

この様に2つの租税負担割合を経営者による税務行動の足跡とする認識が一般的であるようだが、本研究ではさらに踏み込んで解釈を試みる事にする。なぜならETRとCETRに差をもたらす法人税等調整額の中で最も注目すべきは法人所得の算定上、損金算入限度額を超過した損金不算入額となる一時差異にあるが、当該金額の多寡を踏まえて分析結果を重点的に解すべきと考えるからである。損金経理において一旦は経営者の意思として資産評価や減価償却費、引当金の計上がされても、それらのうち課税上の限度額を超える部分について税引前当期純利益が修正され、翌期以降に租税負担が繰り延べられる。上記仮説に依るとこの繰延額を一般的に税務行動における経営者の意図と解するが、より現実的には経営者の意思が法人税法規定に衝突することによって叶わなかった租税負担削減額と本稿では認識している。

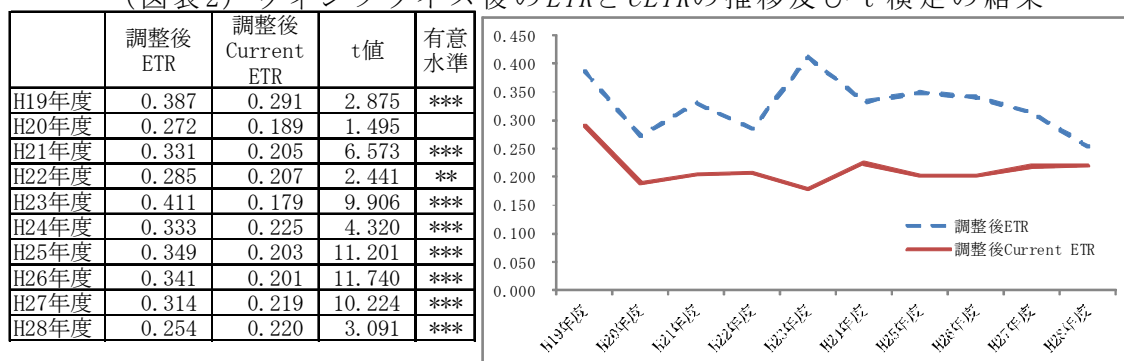
3-2. 分析対象業種の選定と予備検証

税効果の発生は会社法上の費用収益に対する認識と法人課税上の損金益金に対する認識における乖離が原因であるが、本研究における分析視角では税効果の発生は経営者の企てた租税負担削減が叶わなかった金額と認識し、分析を行い、結果を解釈している。経営者の租税負担削減行動には2種類存在し、1つには本来、永久差異となる税効果を仮装や隠蔽、或いは複雑な重層的取引によ

って実現する場合で、本稿冒頭において言及した O 社事件はそれらの具体的事例として挙げられ、脱税がこの範疇に収まる。いま 1 つには課税の繰延を企てる目的で、一時差異として税効果を発生させる場合で節税はこの範囲に収まる。本研究における分析対象は後者の事例であり、有価証券や償却資産の保有によって計上する評価損や償却費、そして貸倒引当金繰入額のそれぞれについて損金算入限度額の超過額がいかなる程度計上されるのかに注目している。その中でも有価証券を多数保有する業種であり、かつ ETR と CETR の間により大きな差が認められるであろう業種として銀行業に注目し、有価証券保有による租税負担削減行動を観察する。

分析対象となるデータの収集には eol データベース⁹を用いる。そして大沼 [2015] と同様、合併等による決算期変更の影響を排除するために事業月数が 12 か月に満たない事例は対象外とし、3 月決算企業に限定した。対象期間は本研究着手時点である平成 29 年 9 月現在で取得可能である平成 28 年度の決算データから遡り過去 10 年分とし、過去 10 年分のデータが取得できない銀行を除外した結果、74 行¹⁰が分析対象となった。

(図表 2) ウィンソライズ後の ETR と CETR の推移及び t 検定の結果



収集できたデータから ETR と CETR を算出し、年度間の比較を試みる。ETR と CETR は共に 1 パーセントおよび 99 パーセントの境界値を探し出し、これらに満たない、或いは超過する数値についてそれぞれを境界値に置き換えるウィンソライズを実施し、調整後 ETR と調整後 CETR とした¹¹。最終的に分析対象となった 74 行について平成 28 年度から 10 年間遡って検証を行うが、まずは対象企業の平成 19 年度から平成 28 年度にかけて ETR と CETR の平均値に差があるのかを明らかにするために t 検定（一対の標本による平均の検定）を試みた。この

t 検定において帰無仮説 H_0 は「各年のETRとCETRの平均値には有意な差がない」となる。この仮説設定に基づき検証を行った結果を（図表2）に示す。なお以下すべての図表において同様に1%水準有意を***、5%水準有意を**、10%水準有意を*で表す。

（図表2）より平成20年度を除いた8年間はETRとCETRの平均値には統計的に有意な差があることが判明し、概ね帰無仮説が棄却されている。グラフを見ると平成23年度以前はCETRの下降によってETRとCETRとの差が拡大する傾向が認められるが、平成23年度以降ではETRは下降する趨勢を示す。この結果、ETRとCETRは接近する状態にある。グラフの推移の境目となる平成23年は東日本大震災の発生年であり、ETRの急上昇については被災直後の減損損失として即時に損金算入される金額と翌期以降に損金算入される金額が一定程度存在したと考える。つまり繰延税金負債が発生する状況により法人税等調整額が増額したと見立てている。他方、CETRの低下については被災直後に損金経理した被害額が課税上も損金として認められ、法人所得の減少をもたらしたと考える。

また過去10年間一貫してETRがCETRを上回っているが、両者の違いは法人税等調整額を加えるか否かであり、このことにより法人税等調整額は正值であり続ける必要がある。法人税等調整額が正值であるのは繰延税金資産の消滅や繰延税金負債の発生が、繰延税金資産の発生や繰延税金負債の消滅を凌駕する場合であり、一つの例として欠損金の活用が常態化していたと推察される。これらの点を踏まえ次節ではひとまず1つの例として平成28年度の銀行業における繰延税金資産及び繰延税金負債の発生要因を見ていく。

3-3. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生要因について

前節の検討から銀行業におけるETRとCETRは毎年のように統計上、有意に乖離している。そこでその様な乖離の原因を探るため、繰延税金資産及び繰延税金負債の残高を調べると（図表3）で示す通りとなる。（図表3）から平成28年度に限ると銀行業の繰延税金資産の残高は、件数だけで観ると最上位に貸倒引当金の繰入超過額が挙げられ、次いで退職給付にかかわる負債、3番目に減価償却超過額となる。しかし総額で観ると最上位に貸倒引当金繰入超過額となり、次いで繰越欠損金、そして減損による有価証券の償却超過額となる。

一方、繰延税金負債の残高は件数・総額共にその他有価証券評価差額金の計上

が他を凌駕している。(図表3)を見た限りでは平成28年度において繰延税金資産と繰延税金負債はほぼ同額が存在し、貸借の差額が無いように感じられるが、繰延税金負債の主な発生要因であるその他有価証券評価差額金は法人税等調整額を発生させない特殊な税効果である¹²。このため繰延繰延税金負債の発生と消滅による法人税等調整額の増減は税金費用に軽微な影響しか及ぼさないと言うのが少なくとも平成28年度の状況である。

(図表3) 平成28年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の発生要因上位10項目

繰延税金資産の発生項目	企業数	総額 (百万)	繰延税金負債の発生項目	企業数	総額 (百万)
貸倒引当金繰入超過額	74	1,500,927	その他有価証券評価差額金	73	3,596,833
退職給付に係る負債	67	424,132	退職給付信託設定益	20	115,158
減価償却超過額	61	53,036	固定資産圧縮積立金	20	3,219
有価証券償却超過額(減損)	44	932,821	退職給付に係る資産	18	275,807
繰越欠損金	29	1,093,767	繰延ヘッジ利益	9	86,832
賞与引当金	21	8,055	資産除去費用	4	1,220
繰延ヘッジ損失	18	44,800	関係会社留保利益	3	129,254
有価証券評価損	15	130,040	未払配当金	2	7,559
減損損失(固定資産)	14	11,580	退職給付に係る調整累計額	2	653
未払事業税	10	1,093	圧縮記帳	2	955
合計		4,200,251	合計		4,217,490

また税率引き下げと税効果発生の関係にも言及しておく必要がある。法人税率の基本税率が平成24年度において30%から25.5%に引き下げられ、同27年度には23.9%へ、同28年度には23.4%となっている。このような背景もあって繰延税金資産が同時期に消滅し、税金費用が増加する要因となっているはずである。

3-4. 仮説の導出と予測符号

経営者の裁量的行動を含意するというETRに注目し、当該数値はいかなる要因によって変化するのかについて(1)～(5)の数値について注目する。本研究では以下の(1)～(3)の数値が限度額を超えて大きくなる場合に法人課税上の損金不算入により税金費用が減少し、ETRの値も減少すると考えた。つまりETRに対する(1)～(3)の数値の関係性は負を期待する。

- (1)有価証券の総資産に占める割合(以下「有価証券割合」と略称)
- (2)償却資産の有形固定資産に占める割合(以下「償却資産割合」と略称)
- (3)貸倒引当金の計上額
- (4)睡眠預金引当金の有無

(5) 預金者による預金の計上額

(1)～(3)についてはいずれも損金算入限度額が設定されており、超過額が損金不算入となるため繰延税金資産が発生するが、(3)について銀行業において異常な貸倒引当金の計上は経営者の利益調整行動を示唆するとの指摘 (Jin et al [2018, p. 188]) もあり、過大計上の動機が存在するかも知れない。また(4)については預金額は増加するにつれて睡眠預金払戻損失引当金¹³を計上する割合が増えるという銀行の業態を踏まえたが、法人課税上、それらは損金不算入となり、矢張り繰延税金資産が発生する。この様に観てくると上記4点はいずれも繰延税金資産発生を前提としており、それによって税金費用が軽減されるため、ETRは減少すると推察した。他方、(5)については預金者からの預金額は銀行にとっての投資資金の確保を意味するため、当該資金の多寡が運用成果の多寡に直結すると考える。なぜなら(5)のETRに対する予測符号は正を期待するが、投資が利益を生み、その結果、納税額が上昇すると考えるためである。そこでこれら仮説を検証するにあたり以下の回帰分析を定式化した。なお、年度*t*は平成19年度から同28年度であり、*i*は分析対象となる74行、さらに*u*は誤差項、 α は定数項である。

$$\text{調整後ETR}_{i,t} \text{ (or 調整後Current ETR}_{i,t}) = \alpha + \alpha_t + \beta_1 \text{有価証券割合}_{i,t} + \beta_2 \text{償却資産割合}_{i,t} + \beta_3 \log \text{貸倒引当金計上額}_{i,t} + \beta_4 \log \text{睡眠預金引当金dummy}_{i,t} + \beta_5 \log \text{預金計上額}_{i,t} + \beta_6 \text{地方銀行dummy}_{i,t} + \beta_7 \text{都市銀行dummy}_{i,t} + \varepsilon_{i,t}$$

(図表4) 分析対象データの基本統計量

	度数	平均値	最頻値	標準偏差	最小値	パーセンタイル			最大値
						25	50	75	
調整後ETR	740	0.3278	-0.4167	0.2056	-0.4167	0.2609	0.3592	0.4141	1.3166
調整後Current ETR	740	0.2138	-0.1985	0.2005	-0.1985	0.0607	0.1987	0.3136	1.0911
有価証券割合	740	0.2668	0.0332	0.0782	0.0332	0.2136	0.2648	0.3150	0.6056
償却資産割合	740	0.4094	0.1111	0.1292	0.1111	0.3167	0.3837	0.4781	0.9648
Log貸倒引当金計上額	740	10.1639	9.0151	1.1461	7.8156	9.4178	10.0220	10.6656	14.1066
睡眠預金引当金dummy	740	0.9432	1	0.2315	0	1	1	1	1
Log預金計上額	740	14.9254	18.6030	1.0837	12.6458	14.3623	14.7794	15.3730	18.96
地方銀行dummy	740	0.6216	1	0.4853	0	0	1	1	1
都市銀行dummy	740	0.0541	0	0.2263	0	0	0	0	1
調整前ETR	740	0.3623	-0.1711	0.6269	-0.6629	0.2609	0.3592	0.4141	11.3458
調整前Current ETR	740	0.2124	-0.1410	0.2479	-2.6733	0.0607	0.1987	0.3136	2.4492
貸倒引当金計上額	740	69,931.7635	8,226	179,081.0762	2,479.00	12,306.00	22,517.00	42,856.50	1,337,922.00
額	740	900.0838	0	2,437.2442	0	127.2500	282.5000	617.0000	20,870.00
預金額	740	7,859,036.751	120,000,000	21,135,569.6561	310,445	1,727,736.50	2,621,987.00	4,746,726.75	171,000,000

ただし用いるデータが複数年度にまたがるため、パネルデータ分析を用いる。分析モデルは以下に示す通りであり、被説明変数は異常値調整後のETRを採用するが、補助的に異常値調整後のCETRも説明変数として採用する。貸倒引当金計

上額と預金計上額は標準偏差が大きいため、自然対数変換している。分析対象データの基本統計量は(図表4)に示す通りである。

3-5. パネルデータ分析による検証

3-5-1. 年度効果の検証

前節のモデルに基づきパネルデータ分析を行う前に年度と説明変数に交互作用が無いことを確認する必要がある。そこで共分散分析のための予備的検証として平行性の検定を行う。平行性の検定とは回帰直線の傾きが同じであることを検定する方法である。この検定では帰無仮説「年度と説明変数（有価証券割合、償却資産割合、*log*貸倒引当金計上額、睡眠預金引当金 *dummy*、*log*預金計上額、地方銀行 *dummy*、都市銀行 *dummy*のそれぞれ）の間に交互作用が無い」を棄却してはならない。検定の結果は(図表5)に示す通り、調整後*CETR*を被説明変数とした時に*log*預金計上額との間で帰無仮説を棄却してしまうが、それ以外、年度といずれの共変量においても仮説を棄却できない。そのため概ね年度と説明変数の間に交互作用がなく、回帰直線の傾きが同じであると言え、平行性が確保されたことになる。このことから次節にてパネルデータ分析（共分散分析）を実施する前提を満たすことが出来たと言える。

(図表5) 平行性の検定結果

	従属変数:調整後 <i>ETR</i>			従属変数:調整後 <i>CETR</i>		
	平均平方	F 値	有意確率	平均平方	F 値	有意確率
年度 × 有価証券割合	0.016	0.428	0.920	0.009	0.243	0.988
年度 × 償却資産割合	0.018	0.491	0.881	0.040	1.082	0.374
年度 × <i>log</i> 貸倒引当金計上額	0.022	0.578	0.816	0.051	1.380	0.193
年度 × 睡眠預金引当金 <i>dummy</i>	0.034	0.893	0.531	0.030	0.797	0.619
年度 × <i>log</i> 預金計上額	0.042	1.131	0.338	0.091	2.471	0.009
年度 × 地方銀行 <i>dummy</i>	0.025	0.673	0.733	0.060	1.628	0.104
年度 × 都市銀行 <i>dummy</i>	0.044	1.168	0.313	0.028	0.761	0.653

3-5-2. 年度効果に関する結果とその解釈

(図表6)にパネルデータ分析の結果を示す。*ETR*と*CETR*をそれぞれ分析した結果を統合すると概要としては償却資産割合には有意性が認められず、*log*貸倒引当金計上額には*ETR*と統計上、有意な負の関係性が認められ、他方、*log*預金計上額には有意な正の関係性が認められている。年度の固定効果は平成28年度に比していずれも有意に水準が異なることが明らかとなった。以上の発見事項に

ついて個別に言及すると次の通りとなる。

まず有価証券割合についてETRとは負の関係性を期待したが、有意性を検出できなかった。このため本研究で冒頭言及した通り0社事件に観られる様な有価証券保有と評価損計上による租税負担削減の実態が銀行業において顕著とは言えないことが明らかとなった。これは0社事件において観られたような有価証券の保有と極端な評価損計上、或いは減損処理が、銀行業が保有する有価証券評価においては一般的ではなく、従って本研究結果の解釈として0社事件は特異な事例と判断せざるを得ない¹⁴。なおCETRとは10%水準有意で正の関係性を確認しているが、この結果から計上された有価証券評価損が一定程度、損金算入となる傾向が看取される。

(図表6) パネルデータ分析の結果

	予測 符号	従属変数:調整後ETR					従属変数:調整後CETR				
		係数 推定値	標準 誤差	t 値	有意 確率	有意 水準	係数 推定値	標準 誤差	t 値	有意 確率	有意 水準
切片		-0.530	0.171	-3.093	0.002	***	-0.121	0.109	-1.103	0.270	
有価証券割合	-	0.035	0.099	0.355	0.723		0.171	0.099	1.715	0.087	*
償却資産割合	-	-0.099	0.063	-1.572	0.116		0.008	0.063	0.128	0.898	
log貸倒引当金計上額	-	-0.076	0.018	-4.156	0.000	***	0.015	0.009	1.610	0.108	
睡眠預金引当金 dummy	-	0.047	0.038	1.241	0.215		0.125	0.038	3.324	0.001	***
log預金計上額	+	0.100	0.019	5.153	0.000	***					
地方銀行 dummy	?	0.032	0.017	1.879	0.061	*	0.041	0.017	2.424	0.016	**
都市銀行 dummy	?	-0.065	0.049	-1.328	0.185		0.013	0.046	0.275	0.784	
固定因子	H19年度	0.206	0.035	5.910	0.000	***	0.067	0.033	2.045	0.041	**
	H20年度	0.083	0.035	2.357	0.019	**	-0.033	0.033	-0.999	0.318	
	H21年度	0.134	0.035	3.882	0.000	***	-0.020	0.033	-0.601	0.548	
	H22年度	0.085	0.034	2.460	0.014	**	-0.019	0.033	-0.591	0.555	
	H23年度	0.198	0.034	5.874	0.000	***	-0.050	0.033	-1.523	0.128	
	H24年度	0.113	0.033	3.385	0.001	***	-0.004	0.033	-0.119	0.905	
	H25年度	0.121	0.033	3.686	0.000	***	-0.023	0.032	-0.715	0.475	
	H26年度	0.099	0.032	3.050	0.002	***	-0.023	0.032	-0.711	0.477	
	H27年度	0.067	0.032	2.082	0.038	**	-0.005	0.032	-0.163	0.871	
	H28年度	0	0

次に銀行業の償却資産割合の多寡がETRとCETRの多寡に影響を及ぼさない結果について、製造業の様に有形固定資産の保有が一般的とは考えられないために想定範囲内と言える。3つ目にETRとlog貸倒引当金計上額が1%水準有意で負の関係性を示しており、log貸倒引当金計上額が増加すればETRが減少する傾向が明らかとなったが、この結果により貸倒引当金繰入による租税負担削減の効果が顕著であることが示される。これに関連して貸倒引当金計上額が減少するということは、不良債権処理が進行するという一面も有するであろうから、景気が回復すると金融債権の貸倒れに対するリスクが小さくなるため、貸倒引当金繰入額が減少しながら戻入額も増加し、法人所得の増加を招くであろう。

4つ目に睡眠預金引当金計上額は*ETR*に対して有意ではないが、*CETR*に対して正で有意である。当該引当金の計上は前節で示した仮説である(1)~(3)の損金計上項目に比し限度額が存在する訳ではなく、損金経理した金額全てが損金不算入になる。このため当該引当金の計上額は*CETR*と正の有意な関係性を示したと思われる。

5つ目に*log*預金計上額は*ETR*と1%水準有意で正の関係性を有しているが、預金額が大きくなれば税負担が重くなる関係を示す結果となった。この理由として銀行にとって預金額が増加すると、投資や融資が活発化し、この行動の成果が利益を生み、所得増加によって税負担増加を招くと解釈した。

最後に年度による固定効果について言及すると、全体のうち半分がアベノミクス以降の景気回復にある時期を対象とし、また同時に法人税率引き下げが平成24年度以降、段階的に生じており、これら要因が与えた影響を踏まえる必要がある。分析対象とした期間の後半に注目すると、*ETR*が平成28年度に接近するに連れ低下してゆくことは(図表2)に依っても明らかである。そしてパネルデータ分析の結果である(図表6)からも年度の係数推定値が平成28年度に接近するに従い漸減している様子が看取される。

以上から分析結果の全体を見渡すと、本研究において設定した仮説のうち、最も重要な論点であった有価証券の保有と評価損計上が租税負担の削減に資するののかという疑問に対し、銀行業において露骨な租税負担を削減しようとする税務行動は観察されないと結論づける。しかし他方、貸倒引当金計上額、そして預金計上額が租税負担割合に与える影響については統計的に有意な分析結果を得ることができた。更に年度による固定効果については平成28年度を基準年として過去10年間を比較した場合、他の年では*ETR*が有意に高く、*ETR*と*CETR*の差が平成28年度に向けて縮小することからも、両者に差異を発生させる法人税等調整額、つまり税効果が減少する様子が明らかとなった。これは法人経営者による課税上の裁量が減っていると考えるべきなのか、或いは経営者の租税負担削減の動機が萎縮したと考えるべきなのか。そして*ETR*と*CETR*が接近するという現象は租税負担削減のための税務行動を実現するツールが法人税率の低下によって機能しづらくなると解釈可能かも知れない。本研究における発見事項からこの様な新たな仮説が浮上したが、この新たな仮説は今後の研究課題とすべきであろう。

4. おわりに

本論文ではまず0社事件を踏まえ、銀行業における有価証券保有に注目し、*ETR*と*CETR*の過去10年間の推移に注目した。そこで*ETR*と*CETR*が乖離する要因を検討すべく、財務数値と年度の固定効果が租税負担に及ぼす影響をパネルデータ分析により検証した。その結果、貸倒引当金計上額が増加する企業ほど*ETR*が低くなり、預金計上額が増加すれば*ETR*が高くなる重要な結果を導出した。

また平成24年度以降、法人税率引き下げで繰延税金資産の消滅が与件となる中で*ETR*は一般的に上昇すると思われたが、実際は（図表2）が示す様に下降している。このことは税率引き下げによる繰延税金資産の消滅を上回る繰延税金資産の発生や繰延税金負債の消滅が活発化した可能性を示唆するが、これまで活発だった欠損金の活用機会が相対的に減少していることを表しているのかも知れない。その実態を解明するためには繰延税金資産及び繰延税金負債の発生要因について上位項目に注目し、分析対象期間における推移を観察する必要がある。より具体的に言えば（図表3）を複数年度に亘って作成し、繰越欠損金の推移を明らかにするべきであろう。本稿においては紙幅の都合からこの追加検証は行わないが、別稿にて明らかにしたい。

*ETR*と*CETR*が接近するということは経営者の租税負担を削減する税務行動上の裁量が減少した可能性や、該当事業に租税負担削減に対する経営者の動機が萎縮したとの解釈を可能にする。しかしこの新たな仮説が法人税率の引き下げによってもたらされたのかについては今後、慎重な追加検証が必要であり、残された研究課題と考えている。

[後記 1] 本研究成果は櫻田が受けた石井記念証券研究振興財団による平成 29 年度研究助成（グループ研究）の他、科学研究費・基盤(C)・課題番号 17K04034 の支援の他、三角が受けた石井記念証券研究振興財団による平成 30 年度証券研究学生団体研究助成の支援と柳田が受けた石井記念証券研究振興財団による平成 29 年度大学院生への助成（博士後期課程）の支援を受けている。いずれのご厚意に対しても謝してここに記す。

[後記 2] 本研究成果は北日本会計研究会(NJAF、平成 31 年 2 月 9 日開催予定)における当日配布資料として作成されている。

参考文献・URL

Chen, S., Chen, X., Cheng, Q., and T. Shevlin,[2010] Are Family Firms More Tax Aggressive Than Non-Family Firms?, *Journal of Financial Economics*, 95(1): 41-61

Hoi, C. K., Wu, Q., & Zhang, H. (2013). Is corporate social responsibility (CSR) associated with tax avoidance? Evidence from irresponsible CSR activities. *The Accounting Review*, 88(6), 2025-2059.

Jin, J., Kanagaretnam, K., & Lobo, G. J. [2018]. Discretion in bank loan loss allowance, risk taking and earnings management. *Accounting & Finance*, 58(1), 171-193.

Lanis, R., & Richardson, G. [2012]. Corporate social responsibility and tax aggressiveness: An empirical analysis. *Journal of Accounting and Public Policy*, 31(1), 86-108.

Manzon, Gil B., Jr., and G.A. Plesko,[2002] The Relation between Financial and Tax Reporting Measures of Income. *Tax Law Review* 55: 175-214.

足立好幸[2012]『連結納税の税効果会計 繰延税金資産の計算と回収可能性の検討』中央経済社

泉本小夜子[2010]『退職給付会計の知識』日経文庫

岩崎彰[2000]『税効果会計入門』日経文庫

大沼宏[2015]『租税負担削減行動の経済的要因 租税負担削減行動インセンティブの実証分析』同文館出版

大沼宏・櫻田譲[2016]「予想外の事象に直面する企業の企業評価を決定づける要因 一移転価格税制適用企業を題材にコーポレート・ガバナンスのあり方を探る一」『年報 経営ディスクロージャー研究』第14号、83-96頁

大沼宏・櫻田譲・加藤恵吉[2012]「移転価格税制の適用と資本市場の評価」『税務会計研究』第23号、259-265頁

会計基準委員会[2015]「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」企業会計基準委員会：企業会計基準適用指針第26号

金子宏[2016]『租税法』弘文堂

桜井久勝・須田一幸[2014]『財務会計・入門』有斐閣アルマ

- 新日本有限責任監査法人[2010]『退職給付会計の実務』中央経済社
- 新日本有限責任監査法人[2010]『税効果会計の実務』中央経済社
- 新日本有限責任監査法人[2010]『連結決算の実務』中央経済社
- 鈴木一水[2017]『税効果会計入門』同文館出版
- 鈴木豊[2005]『税務会計法』同文館出版
- 日本公認会計士協会[1998]「個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針」会計制度委員会報告第10号 (http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized_field/pdf/01149-003715.pdf) 平成29年5月20日最終閲覧
- 水野忠恒[2009]『租税法』有斐閣
- 棟田裕幸[2010]「オウブンシャ追徴課税更正処分等取消請求事件」MJS第35回租税判例研究会
- 弥永真生・足田浩[1998]『税効果会計』中央経済社
- 山下義文[2012]「外国子会社配当益金不算入制度との関係を整理 在外子会社の留保利益に係る税効果のポイント」『旬刊経理情報1331号, pp. 21-26』中央経済社
- 山本守之・守之会[2004]『納税者勝訴の判決』税務経理協会
- 劉晨・盧志和・石村貞夫[2005]『社会調査・経済分析のためのSPSSによる統計処理』東京図書

1 平成28年8月23日 日本経済新聞朝刊 1頁

2 平成13年11月9日 東京地裁民事第3部 平成12年（行ウ）69号「旺文社追徴課税更正処分等取消請求事件第一審判決」／平成16年1月28日 東京高裁第1民事部 平成14年（行コ）1号「オウブンシャ追徴課税更正処分等取消請求事件控訴審判決」／平成18年1月24日 最高裁第三小法廷 平成16年（行ヒ）128号「オウブンシャ追徴課税更正処分等取消請求事件上告審判決」／平成19年1月30日 東京高裁第24民事部 平成18年（行コ）31号「オウブンシャ追徴課税更正処分等取消請求事件差戻後控訴審判決」

3 ETRは法人税・事業税・住民税に法人税等調整額を加算し、それを税金等調整前利益で除しており、*Current ETR*は法人税・住民税・事業税を税金等調整前利益で除している。

租税負担削減に関するETRやCurrent ETRの定義はChenet al. [2010]による。前者は税効果会計によって期間配分される租税負担を反映させた数値であり、後者は当期の租税負担割合を端的に表す数値である。またManzon and Plesko[2002]によるBook-Tax Difference に関するモデル改良の試みが大沼ら[2012]に示されている。

4 特別決議とは、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その出席議決権の2/3以上の賛成が必要な決議である。（会社法309②）

5 0社は以下のように仕訳を行い、税務申告を行ったと考えられる。なお（1）の金額に関しては裁判資料を見ても不明であったため、金額は明示していない。また減損会計は平成18

年3月期から強制適用となったため、本件発生時には有価証券の評価損処理として以下の通り説明する。

- (1) 借方 関係会社株式 ××× 貸方 投資有価証券 ×××
(2) 仕訳なし
(3) 借方 投資有価証券 17億円 貸方 関係会社株式 272億円
投資有価証券評価損 255億円

(1)では0社は株式の現物出資により子会社株式を取得したので借方で関係会社株式勘定を増加させ、貸方で投資有価証券勘定を減少させる。(2)では関連財団法人がAF社を設立した取引であり、0社はこの取引に直接的には関与していないため、仕訳は行われない。(3)の取引では第三者割当増資により、A社に対する持株割合が子会社・関連会社にあたる20%を下回ったため、関係会社株式勘定を投資有価証券勘定に振替えている。また0社が所有していたA社株式の資産価値は減額したため、資産の評価替えを行い、費用として投資有価証券評価損勘定を認識し計上したと考える。

6 当時の寄付金の損金算入限度額を求める計算式は特定公益法人に対するものが{(資本金等の額×当期の月数/12×0.25%) + (所得金額×5%)}×1/2で、一般寄付金に対するものは{(資本金等の額×当期の月数/12×0.25%) + (所得金額×2.5%)}×1/2であった。そのため特定公益法人に対する寄付金の損金算入限度額が今よりも小さく一般寄付金に対する損金算入限度額が今よりも大きかった(法人税法施行令73条及び77②)。

7 内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の益金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外のものに係る当該事業年度の収益の額とする。

8 サンプルングに関し、大沼[2015, p. 10]の分析対象企業は合併等によって12ヶ月の事業期間を確保できない事例を排除しつつ、3月決算企業に限定し、平成9年度から平成24年度の連結財務諸表からデータを収集している。その結果ETRが中央値より下回る企業は平均40%弱あり、ETRが10%を下回る企業も毎年3-4%前後存在することを明らかにしている。そのため租税負担削減行動の実行企業は一定数存在するとしている。

9 株式会社プロネクサスが提供する企業情報データベース (<http://eolddb.jp/Eolddb/>)

10 島根銀行/富山第一銀行/新生銀行/あおぞら銀行/三菱UFJFG/りそなHD/三井住友トラストHD/三井住友FG/第四銀行/北越銀行/千葉銀行/群馬銀行/武蔵野銀行/千葉興業銀行/筑波銀行/七十七銀行/青森銀行/秋田銀行/山形銀行/岩手銀行/東邦銀行/東北銀行/みちのく銀行/ふくおかFG/静岡銀行/十六銀行/スルガ銀行/八十二銀行/山梨中央銀行/大垣共立銀行/福井銀行/北國銀行/清水銀行/富山銀行/滋賀銀行/南都銀行/百五銀行/京都銀行/紀陽銀行/三重銀行/ほくほくFG/広島銀行/山陰合同銀行/中国銀行/鳥取銀行/伊予銀行/百十四銀行/四国銀行/阿波銀行/大分銀行/宮崎銀行/佐賀銀行/十八銀行/沖縄銀行/琉球銀行/みずほFG/高知銀行/山口FG/長野銀行/名古屋銀行/愛知銀行/第三銀行/中京銀行/大光銀行/愛媛銀行/トマト銀行/みなと銀行/京葉銀行/関西アーバン銀行/栃木銀行/北日本銀行/東和銀行/福島銀行/大東銀行。なお、ホールディングスをHD、フィナンシャル・グループをFGと略した。

11 参考までに大沼[2015, p. 6]の分析では異常値を調整するために、算出された指標の数値がマイナスになった場合は0に、1を超えた場合は1としている。

12 その他有価証券評価差額金に関する税効果会計上の処理について鈴木[2017, pp.84-85]に詳しい。

13 商行為によって生じた債権は、この法律に別段の定めがある場合を除き、五年間行使しないときは、時効によって消滅する(商法522条)と規定されているが、銀行預金の場合5年以上たっても顧客からの預金の引き出しの要請があるとその全額を顧客に返金しなければならない。そのため銀行各行は一度睡眠預金(収益)としたものでも一部を返金(損

失)の可能性があると考え引当金を計上する。(平成29年8月8日 株式会社東京商工リサーチ https://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20170808-00010006-biz_shoko-bus_all 平成29年12月29日最終閲覧)

14 有価証券の減損評価が(図表3)より44行で9,328億円規模であるということは1行当たり212億円の減損償却を実施する事になり、この規模は0社事件で争われた0社からAF社に移転された株式価値255億円に比肩する点は興味深い。またその他有価証券評価差額金の計上に依って納付すべき法人税額に及ぼす影響は無いが、その計上が多額に及んだ事例も散見されるので次の通り言及しておく。つまり将来的には保有するその他有価証券の売却によって利益が計上され、納税額が増加する見通しとなるが、全分析対象のうち1行を除く73行による計上額が3兆5,968億円である。仮に即時売却するのであれば、単純平均すると1行当たり493億円の法人所得の増加となる。この点について例えば1つの目安として平成28年3月期にその他有価証券評価差額金の計上額が多い銀行を掲げると、上位から順にゆうちょ銀行で1兆4,688億円、次いでみずほFGで5,076億円、そして三菱UFJFGで492億円が確認される。この様にメガバンクにその他有価証券評価差額金が偏って計上されていると思われ、業績不振で経営統合が視野に入る地銀などは、その計上額が少ないと予想できる。